

ロシアの輸入規制の概要 (2023年10月16日以降)

1. 輸入規制の概要

ロシア政府は、福島第一原発事故に伴い、日本から輸出される食品のうち6都県産の食品（水産物を除く）に対して、日本政府発行の放射性物質検査証明書の添付を求めています。^{(注1) (注2) (注3) (注4)}

また、ロシア政府は、ALPS 処理水の海洋放出に伴い、2023年10月16日以降、日本からの魚介類の輸入に対する中国の一時的制限措置に参加することとし^(注5)、産地が日本である魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の輸入を停止しています。^(注6)

(規制対象・内容)

地域	品目	規制内容
福島、栃木、群馬、茨城、千葉、東京	食品 (水産物を除く)	ロシアの放射性物質基準に適合することを証明する日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書（放射性セシウム(¹³⁷ Cs)）の添付
47都道府県	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 ^(注6)	<u>輸入停止</u> ※ALPS 処理水の海洋放出に伴う規制

注1：6都県で2011年3月11日より前に生産・加工されたものである場合、当該事実を証明する日本の政府機関が発行する証明書（日付証明）の添付のみで輸出可能です。

注2：放射性物質検査の結果が日本の基準値を上回っている場合には、放射性物質検査証明書は発行しません。

注3：放射性物質検査証明書には、検査機関が発行した放射性物質検査報告書の添付が必要です。

注4：上記以外の日本産食品（水産物も含む）に対しては、ロシア側でサンプル検査が実施される場合があります。

注5：中国政府は、ALPS 処理水の海洋放出に伴い、2023年8月24日以降、産地が日本である水産物（食用水産動物を含む）の輸入を全面的に暫定的に停止しています。

注6：HSコード分類表の第3類に分類される品目

2. 留意事項

放射性物質検査の結果、放射性物質が不検出であることの記載方法は、「Not detected」のみ認められており、「ND」等の他の記載方法は認められておりません。このため、放射性物質検査機関に検査を依頼する場合には、上記を検査機関に説明の上、これに従った検査報告書を作成するよう依頼してください。

(参考) ロシアの放射性物質基準 (放射性セシウム (^{137}Cs))

品目	基準値 (Bq/kg, l)
肉、肉製・副製品	200
鹿肉、野生動物の肉	300
魚・魚製品	130
乾魚、干魚	260
牛乳、乳製品	100
コンデンスミルク、缶入り乳製品	300
粉乳	500
野菜、じゃがいもを含む根菜	80 (600 ^{注1})
パン及びパン製品	40
小麦粉、脱穀類、フレーク、食用イネ科植物、麺類	60
野生ベリー類とその缶詰	160 (800 ^{注1})
生きのこ	500
乾燥きのこ	2500
子ども用特別既製品 ^{注2}	40
酒類	160

注1：乾燥製品の基準値。

注2：フリーズドライ食品の場合は、乾燥製品の値が適用されます。

注3：上記に記載されていない品目は、放射性物質検査の結果が不検出であることが必要です。